

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺！
- ◆身に覚えのない商品が届いたら？
～「代引き」による金銭被害や海外からの小包にご注意を～
- ◆ドライブレコーダーの映像は定期的に確認しましょう！

2019

7 July
月号

第112号



「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺！

息子や公的機関等の職員をかたって銀行のATMからお金を振り込ませる手口に加えて、自宅を訪問してキャッシュカードを預かり、自らATMでお金を引き出す手口が横行しています。

キャッシュカードを
預けて・・・



事例

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりの者を行かせるのでキャッシュカードを預けるように」という電話があった。電話を切らないうちに男性が訪ねてきたのでカードを渡し、暗証番号を聞かれ、教えた。3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き出しがあると連絡があり、口座から250万円ほど引き出されていることがわかった。

★アドバイス★

- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

身に覚えのない商品が届いたら？

～「代引き」による金銭被害や海外からの小包にご注意を～



「代引き」サービスを利用して消費者に商品代金を支払わせるものや、海外から送り主不明の小包が届くといったトラブルにご注意ください。

事例1 誰かが自分の名前を使って注文したと思われる商品が代引きで届いた

インターネット通販会社から自分宛てに代引きで荷物が届いた。代わりに家族が代金約3,000円を支払い、荷物を受け取った。送り主は自分の名前になっており、不審に思ったが、開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのないライターだった。支払ってしまった代金を返して欲しい。

事例2 海外から送り主不明の小包がポストに届いていた

送り主不明の小包が自宅のポストに投函されていた。開封してしまったため、配送業者では「受取拒否できない」と言われた。中にはキーホルダーが入っていたが、代金は支払っていないし、クレジットカードへの請求もない。外国から送られてきたようだが、届いた商品をどう扱えばよいか。

★アドバイス★

★身に覚えのない商品が届いたら、以下の点に注意しましょう★

- 身に覚えのない商品が届いたら、受け取らないようにしましょう。
- 仮に受け取ってしまった場合でも支払う必要はありません。
- 商品が「代引き」で届いて、支払ってしまった場合は、早急に販売元・発送元に連絡しましょう。
- 仮に受け取ってしまった場合は、自分の住所などの個人情報が相手に知られてしまう恐れがあるため、安易に返送してはいけません。
- 家族が注文したか不明な場合は、家族に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。
- 身に覚えのない商品が届いた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

ドライブレコーダーの映像は定期的に確認しましょう！



録画されていない…



事例1

ドライブレコーダーを取り付けたが、SD カードの不良でデータが録画されていないかった。

事例2

自動車を運転中、交差点で対向車と衝突した。ドライブレコーダーに録画されているはずの映像が記録されていないかった。

<ドライブレコーダーとは>

運転中の映像を記録するために車に設置するビデオカメラのことです。

★アドバイス★

- 相談事例では、事故やトラブルの時に確認した際、初めて映像が記録されていないことに気がついたという例が多くみられます。
- データを記録する SD カードの異常により、映像が記録されていないケースがあります。SD カードは定期的にフォーマット（初期化）する必要があります。また、繰り返し使用し、劣化していく消耗品なので定期的に交換しましょう。
- 取扱説明書をよく読んで、ドライブレコーダーに合った SD カードを使用し、ドライブレコーダー本体に異常が起きていないかの確認も含め、映像が正常に記録されていることを定期的に確認しましょう。

「188（いやや!）」泣き寝入り 消費者ホットライン

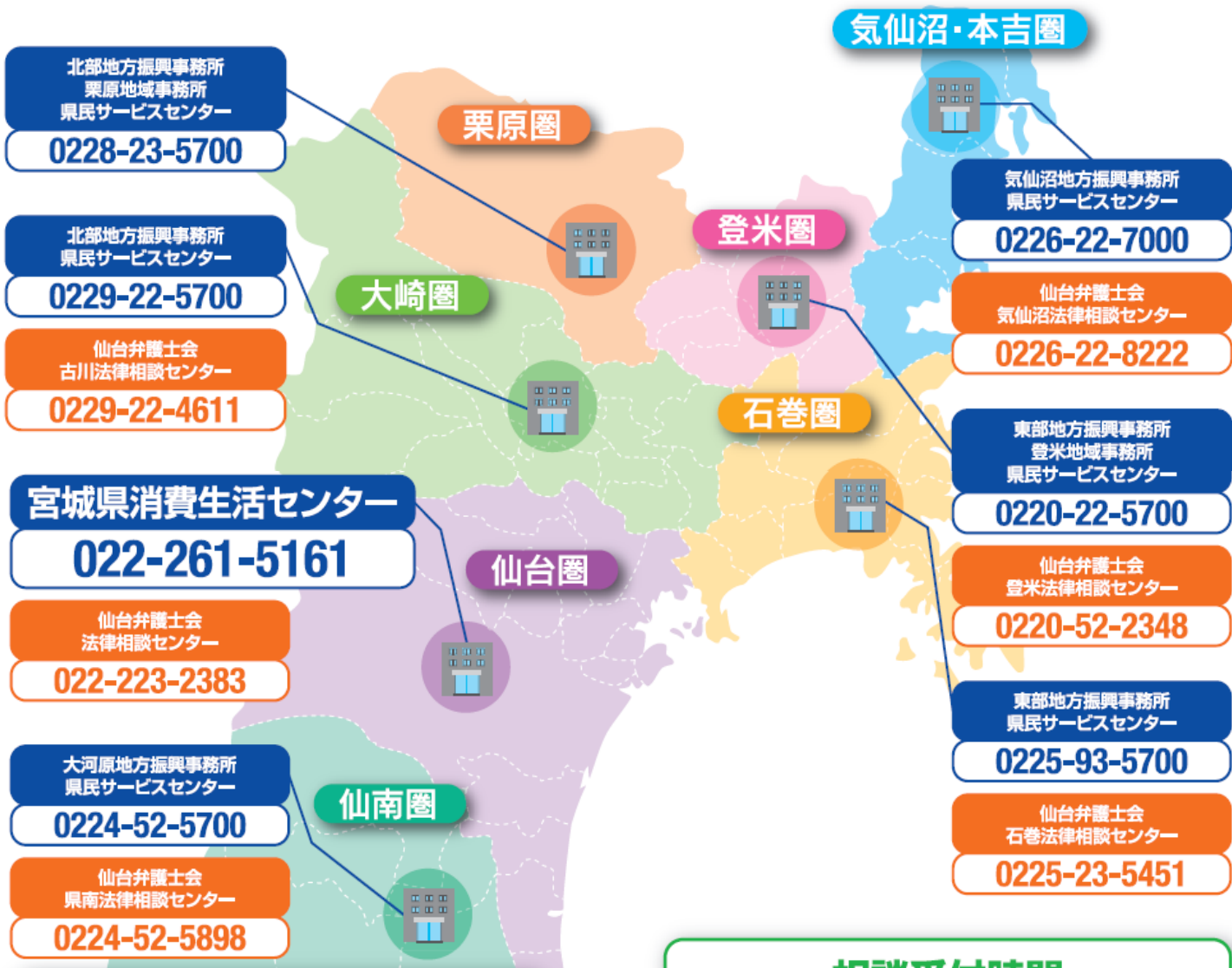
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報 検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)